

議案第 5 9 号

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例

さいたま市屋外広告物条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第 2 7 条の 2 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、<u>その名称及び住所並びにその役員の氏名</u>）</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第 2 7 条の 2 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>（登録の拒否）</p> <p>第 2 7 条の 4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第 2 7 条の 2 第 1 項の申請書若しくは同条第 2 項に規定する添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第 2 7 条の 4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第 2 7 条の 2 第 1 項の申請書若しくは同条第 2 項に規定する添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p>

(6)・(7) [略] 2 [略]	(6)・(7) [略] 2 [略]
----------------------	----------------------

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。